る職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（5の㈠から㈣までにより延長された期間を含む。以下㈠において同じ。）に、管理監督職以外の官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下これらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとした。ただし、異動期間に、国家公務員法の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は7により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでないこととした。（第八一条の二第一項関係）

㈡　㈠の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六〇年とした。ただし、次に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、次の年齢とした。（第八一条の二第二項関係）

(1)　国家行政組織法第一八条第一項に規定する事務次官等　年齢六二年

(2)　(1)に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六〇年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職　六〇年を超え六四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

㈢　㈠による他の官職への降任又は転任（以下「他の官職への降任等」という。）を行うに当たって任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、人事院規則で定めることとした。（第八一条の二第三項関係）

㈣　他の官職への降任等については、処分事由説明書の交付を要しないこととした。（第八九条関係）

3　管理監督職への任用の制限

任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあっては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。（第八一条の三関係）

4　管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の適用除外

2及び3は、臨時的職員等には適用しないこととした。（第八一条の四関係）

5　管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

㈠　任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。㈢において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとした。（第八一条の五第一項関係）

(1)　当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

(2)　当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

㈡　任命権者は、㈠又は㈡により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、㈠の(1)及び(2)に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。㈣において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないこととした。（第八一条の五第二項関係）

㈢　任命権者は、㈠により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下㈢及び㈣において同じ。）であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができることとした。（第八一条の五第三項関係）

㈣　任命権者は、㈠若しくは㈡により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について㈢の事由があると認めるとき（㈡により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は㈢若しくは㈣により異動期間（㈠から㈣までにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について㈢の事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を更に延長することができることとした。（第八一条の五第四項関係）

6　定年による退職

㈠　職員の定年を年齢六五年とした。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六五年を超え七〇年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とした。（第八一条の六関係）

㈡　㈠の定年は、令和五年四月一日から令和一三年四月一日までの間、段階的に引き上げることとした。（附則第八条関係）

7　定年による退職の特例

5の㈠から㈣までにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、定年により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由等として人事院規則で定める事由があると認めるときであって、かつ、5の㈠又は㈡により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができることとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないこととした。（第八一条の七関係）

8　定年退職者等の再任用

定年退職者等の再任用に関する規定を削除することとした。（改正前の第八一条の四及び第八一条の五関係）